

# いじめ防止基本方針

秋田明德館高等学校定時制課程

## 1 はじめに・・・＜基本方針策定の趣旨＞

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、本県のすべての生徒が安心して生活し、共に学びあうことができる環境を学校全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定めるものである。

### 【いじめ防止対策推進法】

第13条	学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
第22条	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 【秋田県いじめ防止対策推進条例】

第3条 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	<ol style="list-style-type: none"><li>いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。</li><li>全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが決して許されない行為であり、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすこと、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合があることについて、児童生徒が十分に理解できるようにするとともに、他の児童生徒に対する思いやりのある心を育む。</li><li>早期の段階におけるいじめの発見、実態の的確な把握、いじめへの適切な対処が重要であり、学校全体で組織的かつ実効的に取り組む。</li><li>いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の相互の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指す。</li></ol>
-----------------------------	---

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめとは・・・＜いじめの定義＞

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者からの心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) いじめとは・・・＜いじめの理解＞

「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえる必要がある。また、いじめを受けた、いじめを行ったという二者関係だけでなく、

はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、激しい暴行や傷害を伴うものは例外的である。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、“ささいなこと”、日常的によくあるトラブル、という点の特徴である。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という“目に見えにくい”攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が“目に見えやすい”「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要がある。

### 3 いじめの防止等に関する内容

#### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と公共心を培い、コミュニケーション能力を育成し、自己有用感や達成感を得られるよう教育活動の充実を図る。
- ② 世代や価値観の異なる人と接することにより、社会の一員としての自覚を持ち、他者との相互理解を行おうとする姿勢を伸ばすため、校外諸団体との交流活動や行事、ボランティア活動等への積極的な参加を促す。
- ③ いじめが教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見し対応するために、積極的に生徒と関わるように努める。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ① 担任による生徒個人面談での聞き取り 面接週間（4月、11月）及び随時
- ② 生徒に対するアンケート調査 年1回（11月に実施）
- ③ 保護者に対する調査 年1回（原則として8月に実施）
- ④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ⑤ いじめ相談窓口（年次副主任）の設置
- ⑥ 防犯教室の実施 年1回  
（インターネットを通じて行われるいじめへの対策として）

#### (3) いじめの早期解決のための取組、措置

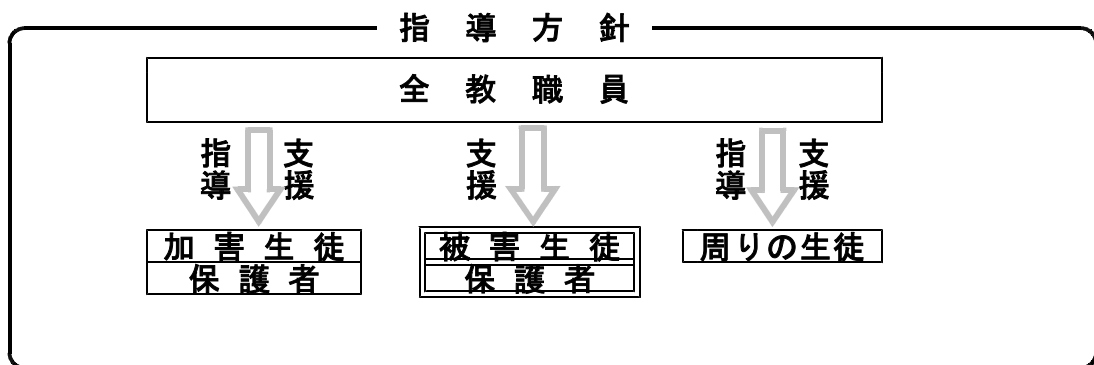
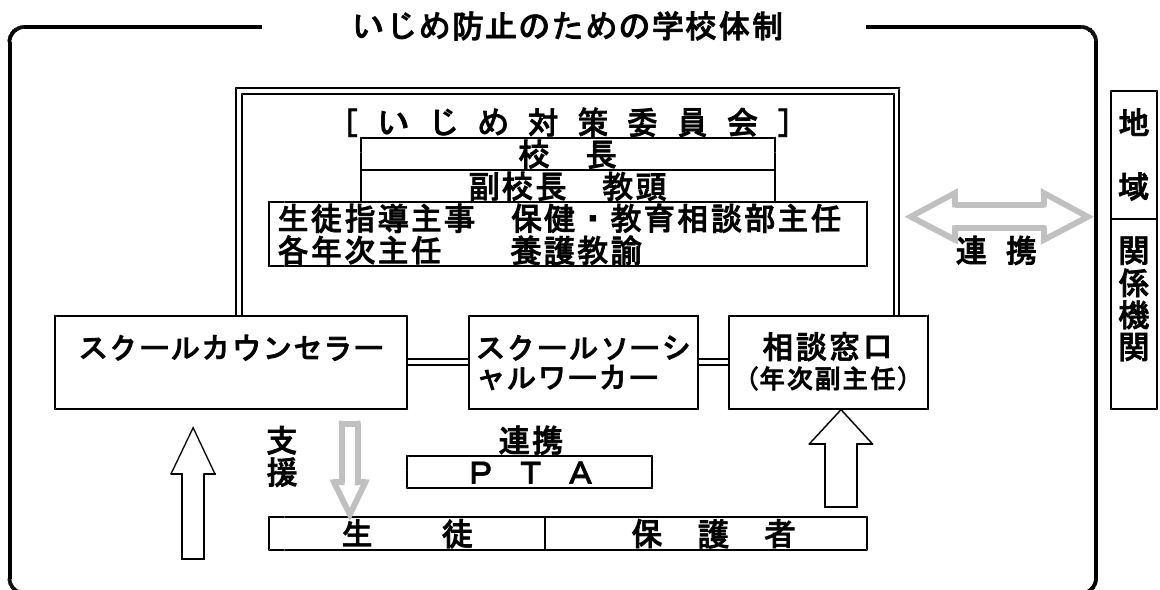
- ① 教職員は、生徒や保護者等から「いじめ相談」があった際は、その全てを直ちに管理職に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告があった際は、事実確認を待つことなく、速やかに県教育委員会に、「電話（第一報）」及び「文書」で報告する。
- ③ 校長は、いじめの報告があった際は、情報の共有と事実関係の把握等を行う。（いじめ対策委員会等）その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。
- ④ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめられた生徒とその保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を行う。

- ⑤ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、校長の判断により、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) ネット上でのいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、印刷、保存し、年次主任、教頭にその旨を報告し、関係生徒からの聞き取り調査等の対応を協議する。
- ② 被害にあった生徒の意向を尊重しながら、削除要請等適切な対応を行う。
- ③ 書き込んだ生徒に対しては、書き込んだ内容が不特定多数の人の目に触れる可能性があること、一度発信した情報は完全に取り消すことが不可能であることなどを理解させる。

**【秋田明德館高等学校定時制課程の体制】**



# いじめ認知時の初期対応フローチャート

